

●令和元年度 監査テーマ 子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

2. 各論

(10)ファミリーサポートセンター事業

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R6.4末現在)	区分
2	枚方市地域子育て支援拠点等運営法人の購入した備品について 〔報告書107ページ〕	枚方市地域子育て支援拠点等運営事業仕様書において、委託料により運営法人が購入した備品類(購入金額30,000円以上のもに限る。)の所有権は市に帰属するものであることが明記されている。枚方市物品管理規則第7条によると、「物品出納員は、1件3万円以上の備品について、備品管理台帳を作成し、及び記録管理をしなければならない。」と規定されているが、該当する備品について、備品の計上が行われていなかった。市の所有に服する備品の計上が行われていないことは、この規則に違反しており、子育て事業課は運営法人に対し事前又は事後の申請・報告等を求めて備品管理台帳を作成し、記録管理をする必要がある。	子育て事業課	令和6年3月に、備品台帳をもとに、備品について運営法人と現地確認を行った。また、令和6年4月分からの委託契約においては、仕様書で帰属時期を「委託期間終了後」と明示し、締結を行った。	措置・改善済